

令和6年12月6日

支出負担行為担当官
防衛省大臣官房会計課
会計管理官 平下 一三
(公 印 省 略)

公 告

下記により入札を実施するので、入札心得及び契約条項等を了承の上、参加されたい。

記

1. 入札に付する事項

調達番号	件 名	内 容	履行場所	履行期間
情-I-063	防衛省におけるサイバーセキュリティ及び情報保証業務に関する事業推進のための技術支援業務	仕様書のとおり	仕様書のとおり	自：契約締結日 至：令和7年3月31日

2. 入札方式 一般競争入札（電子調達システム（政府電子調達（GEPS））対象案件）
3. 入札日時 令和7年1月29日（水）10：30
4. 入札場所 防衛省市ヶ谷庁舎E2棟3階入札室
5. 参加資格
- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
 - (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
 - (3) 令和04・05・06年度防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」のC等級以上に格付けされ、関東・甲信越地域の競争参加資格を有するもの。
 - (4) 防衛省から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
 - (5) 前号により、現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であつて、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
 - (6) 適合条件を満たすことを証明する書類を期日までに提出し承認を得た者であること。（別紙参照）
 - (7) 上記（3）の等級にかかわらず、防衛省所管契約事務取扱細則（平成18年防衛庁訓令第108号）第18条第4項各号のいずれかに該当する者（具体的には、以下ア～キのいずれかに該当する者）であること。なお、要件に該当する者で入札に参加しようとするものについては、令和7年1月28日（火）12：00までに、下記ア～キに記載する書類等を防衛省大臣官房会計課契約係へ提出すること。

- ア 当該入札に係る物品と同等以上の仕様の物品を製造した実績等を証明できる者
- イ 資格審査の統一基準により算定された総合審査数値に以下の技術力の評価の数値を加算した場合に、当該入札に係る等級に相当する数値となる者

項 目	基 準	数 値
入札物品等（訓令第18条第4項に規定する契約の対象となる物品又は役務をいう。以下同じ）に関連する特許保有件数	3件以上	15
	2件	10
	1件	5
入札物品の製造等（訓令第18条第4項に規定する契約の対象となる物品の製造又は役務の提供等をいう。以下同じ）に携わる技術士資格保有者数	9人以上	15
	7～8人	12
	5～6人	9
	3～4人	6
	1～2人	3
入札物品の製造等に携わる技能認定者数（特級、一級、単一級）	11人以上	6
	9～10人	5
	7～8人	4
	5～6人	3
	3～4人	2
	1～2人	1

注：1 特許には、海外で取得したものを含む。

2 技術士には、技術士と同等以上の科学技術に関する外国の資格のうち文部科学省令で定めるものを有する者であつて、技術士の業務を行うのに必要な相当の知識及び能力を有すると文部科学大臣が認めたものを含む。

ウ S B I R制度の特定新技術補助金等の交付先中小企業者等であり、当該入札に係る物品又は役務に関する分野

における技術力を証明できる者

エ 株式会社産業革新投資機構、独立行政法人中小企業基盤整備機構、株式会社地域経済活性化支援機構、株式会社農林漁業成長産業化支援機構、株式会社民間資金等活用事業推進機構、官民イノベーションプログラム、株式会社海外需要開拓支援機構、一般社団法人環境不動産普及促進機構における耐震・環境不動産形成促進事業、株式会社日本政策投資銀行における特定投資業務、株式会社海外交通・都市開発事業支援機構、国立研究開発法人科学技術振興機構、株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構、一般社団法人グリーンファイナンス推進機構における地域脱炭素投資促進ファンド事業及び株式会社脱炭素化支援機構の支援対象事業者又は当該支援対象事業者の出資先事業者であり、当該競争に係る物品又は役務に関する分野における技術力を証明できる者

オ 国立研究開発法人（科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成20年法律第63号）第2条第9項に規定する研究開発法人のうち、同法別表第3に掲げるものをいう。）が同法第34条の6第1項の規定により行う出資のうち、金銭出資の出資先事業者又は当該出資先事業者の出資先事業者であり、当該競争に係る物品又は役務に関する分野における技術力を証明できる者

カ 国立研究開発法人日本医療研究開発機構による「創薬ベンチャーエコシステム強化事業（ベンチャーキャピタルの認定）」又は国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構による「研究開発型スタートアップ支援事業（ベンチャーキャピタル等の認定）」において採択された者の出資先事業者であり、当該競争に係る物品又は役務に関する分野における技術力を証明できる者

キ グローバルに活躍するスタートアップを創出するための官民による集中プログラム（J-Startup又はJ-Startup地域版）に選定された事業者であり、当該競争に係る物品又は役務に関する分野における技術力を証明できる者

6. 入札方法 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

7. 入札保証金及び契約保証金 免 除

8. 入札の無効 5の参加資格のない者のした入札または入札に関する条件に反した入札は無効とする。

9. 契約書作成の要否 要

10. 適用する契約条項 役務等契約条項、談合等の不正行為に関する特約条項、暴力団排除に関する特約条項、装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保に関する特約条項、情報システムの調達に係るサプライチェーン・リスク対応に関する特約条項

11. その他

- (1) 細部入札要領については別途配布する「一般競争入札の案内について」（以下、入札案内）のとおり。
(2) 入札案内受領の際、資格審査結果通知書（全省庁統一資格）の写しを提示すること。
(3) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めないものとする。ただし、真にやむを得ない事由を防衛省が認めた場合には、この限りではない。
(4) この一般競争に参加を希望するものは、適合条件を満たすことを証明する書類を令和6年12月20日（金）12:00までに提出しなければならない。
(5) 入札に関する条件 仕様書6.2 d)～e)に定める本業務の実施体制並びに仕様書8.1 b)に定める契約の履行体制に関する資料を提出し、適合すると認められること（提出期限：令和6年12月20日（金）12:00。必要に応じ追加資料の提出を求められることがある。）。
(6) 本案件は、府省共通の「電子調達システム」（<https://www.p-portal.go.jp>）を利用した応札及び入開札手続により実施するものとする。ただし、電子調達システムによりがたい者は、「紙」による入札書等の提出も可とするが、郵便入札については、令和7年1月27日（月）までに、下記担当者必着分を有効とする。

- (7) 落札者が、10に掲げる契約条項のほか、中小企業信用保険法第2条第1項に規定する中小企業者である場合は、「債権譲渡制限特約の部分的解除のための特約条項」を別途適用する。

- (8) 入札案内の交付場所、契約条項を示す場所及び問合せ先

〒162-8801 東京都新宿区市谷本村町5-1（庁舎A棟10階）※顔写真付の身分証明書を持参すること。

受付時間 9:30～18:15（12:00～13:00までの間を除く）

また、入札案内のメール配布を希望する者は、以下のとおりメールを送信すること。

メールアドレス：naikyoku_chotatsu_mailmagazine@ext.mod.go.jp

メール件名：「件名：〇〇〇」 入札案内送信依頼

添付ファイル：資格審査結果通知書（全省庁統一資格）の写し

防衛省大臣官房会計課契約係 黒田 電話 03-3268-3111 内線 20822

適合条件

1 応札者の条件

応札者は、次の条件を満たしていること。

- (1) 契約の相手方は、装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保について(通達)の「調達における情報セキュリティ基準」の適合を過去に受けた実績を持つ者であること。
- (2) 応札者は、NIST SP 800-37 Rev.2 及び NIST SP 800-53 Rev.5 の知見を有していること。
- (3) 応札者は、令和5年3月31日改正以降の防衛省の情報保証に関する訓令(平成19年防衛省訓令第160号)第26条及び第27条の2の規定に基づく情報システムの運用承認及びリスク分析・評価の支援業務の実績を有すること。
- (4) 応札者は、情報セキュリティマネジメントシステム (ISMS (ISO/IEC 27001 又は JIS Q 27001)) の認証を取得していること。
- (5) 応札者は、過去5年以内に、政府機関、重要インフラ事業者等におけるプロジェクトのコンサルティング等の業務に1年以上従事した実績を有すること。
- (6) 応札者は、過去10年以内に、政府機関又は重要インフラ事業者において、リスクアセスメント又は情報システムに関する監査を実施した実績を1件以上有すること。

2 業務従事者（役務員）の条件

本役務に従事する業務従事者は、次の条件をそれぞれ満たしていること

- (1) 役務を統括する責任者となる業務従事者は次の要件を満たすこと

ア 令和5年3月31日に改正された防衛省の情報保証に関する訓令(平成19年防衛省訓令第160号)第26条及び同訓令第27条の2の規定に基づく情報システムの運用承認及びリスク分析・評価の支援業務に責任者又は責任者に準ずる立場で従事した実績を有すること。

イ 以下のいずれかの資格又は同等以上の能力を有すること。

- ・ (ア) 情報処理技術者試験 (IT サービスマネージャ)
- ・ (イ) 情報処理技術者試験 (プロジェクトマネージャ)
- ・ (ウ) 技術士(情報工学部門)又は技術士(総合技術監理部門のうち情報工学を選択科目とした者)
- ・ (エ) Project Management Professional (PMP)

- (2) 役務の実務を担当する業務従事者(再委託先を含む。)は次の要件を満たすこと

ア NIST SP 800-37 Rev.2 及び NIST SP 800-53 Rev.5 の知見を有していること。

イ 過去5年以内に、政府機関、重要インフラ事業者等における情報セキュリティ・情報システムに関する監査、内部統制監査又は情報システムのリスク分析の業務に責任者又は責任者に準ずる立場として従事した経験を有すること。

ウ 以下のいずれかのうち1つ以上の資格又は同等以上の能力を有すること。

(ア) CISSP

- (イ) 公認内部監査人(CIA)、公認情報システム監査人(CISA)、公認情報セキュリティマネージャー(CISM)又は公認情報システムリスク管理者(CRISC)
- (ウ) 情報処理安全確保支援士、システム監査技術者又は公認情報セキュリティ監査人(CAIS)
- (エ) 技術士(情報工学部門)又は技術士(総合技術監理部門のうち情報工学を選択科目とした者)
- (オ) ISMS 主任審査員

3 提出書類

1 及び 2 の条件を満たすことが客観的に示されているもの(形式は任意とし、提出書類には、会社名等を表示したうえで綴るものとする。)

なお、提出書類に関する問い合わせは、12月18日(水)の17時15分までとする。また、提出した証明書等について、官側が説明を求めたときはこれに応じなければならない。

提出された証明書等を審査の結果、当該案件を履行できると認められた者に限り入札の対象とする。

4 提出部数

1 部

5 提出期限

12月20日(金) 12:00

仕様書			
件 名	防衛省におけるサイバーセキュリティ及び情報保証業務に関する事業推進のための技術支援	作成年月日	令和6年12月3日
		仕様書番号	
		整備計画局サイバー整備課	

1. 総則

1.1. 適用範囲

この仕様書は、防衛省におけるサイバーセキュリティ及び情報保証業務に関する事業推進のための技術支援役務（以下「本役務」という。）について規定する。

1.2. 用語の定義

本仕様書における用語は、本仕様書及び各関連文書に規定するもののほか、次に掲げるとおりとする。また、各関連文書に規定されている用語を一部参考に記載する。

- a) リスク管理枠組み Risk Management Framework（以下「RMF」という。）のことを指し、情報システムのセキュリティに対するリスクの管理を適切に行うための枠組みをいう。
- b) 次期戦闘機 F-2の後継機として各種任務に活用するため、将来のネットワーク化した戦闘の中核となる役割を果たすことが可能な戦闘機をいう。

1.3. 引用文書等

この仕様書に引用する以下の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部をなすものであり、役務開始時における最新版を適用するものとする。

なお、引用文書が定める事項がこの仕様書の内容と異なる場合は、この仕様書の内容を優先する。ただし、原文が日本語以外の言語かつ日本語訳文があるものであって、原文と日本語訳文に差異がある場合は原文を優先するものとする。

a) 引用文書

- 1) 防衛省の情報保証に関する訓令（平成19年防衛省訓令第160号）
- 2) 防衛省の情報保証に関する訓令の運用について（通達）（防運情第9248号。19.9.20）
- 3) リスク管理枠組み（RMF）におけるセキュリティ管理策（令和5年7月3日情報保証統括責任者）
- 4) 情報システムにおけるリスク管理枠組み（RMF）実施要領（令和5年7月3日情報保証統括責任者）
- 5) 装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保について（通達）（防装庁（事）第137号。令和4年3月31日。以下「情報セキュリティ通達」という。）
- 6) 情報システムに関する調達に係るサプライチェーン・リスク対応のための措置について（通達）（防装庁（事）第3号。31.1.9）
- 7) 情報システムに関する調達に係るサプライチェーン・リスク対応のための措置の細部事項について（通知）（装プ武第188号。31.1.9）
- 8) IT利用装備品等及びIT利用装備品等関連役務の調達におけるサプライチェーン・リスクへの対応について（通知）（装管調第807号。令和3年1月21日）
- 9) IT利用装備品等及びIT利用装備品等関連役務の調達におけるサプライチェーン・リスクへ

の対応に関する事務処理要領について（通知）（装管調第 808 号。令和 3 年 1 月 21 日）

- 10) 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成 12 年法律第 100 号）
- 11) 環境物品等の調達の推進に関する基本方針（令和 5 年 12 月 22 日変更閣議決定）
- 12) 著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）

b) 関連文書

- 1) IT 調達に係る国等の物品等又は役務の調達方針及び調達手続に関する申合せ（平成 30 年 12 月 10 日関係省庁申合せ）
- 2) デジタル・ガバメント推進標準ガイドライン（2023 年（令和 5 年）3 月 31 日デジタル社会推進会議幹事会決定）
- 3) 防衛省における標準ガイドラインの適用について（平成 27 年 3 月 31 日防衛省行政情報化推進委員会決定）
- 4) サイバーセキュリティ戦略（令和 3 年 9 月 28 日閣議決定）
- 5) 政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一規範（平成 28 年 8 月 31 日サイバーセキュリティ戦略本部決定）
- 6) 政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準（令和 5 年度版）（令和 5 年 7 月 4 日サイバーセキュリティ戦略本部決定）
- 7) 政府機関等の対策基準策定のためのガイドライン（令和 5 年度版）（令和 5 年 7 月 4 日サイバーセキュリティ戦略本部決定、令和 6 年 7 月 24 日一部改定）
- 8) サイバーセキュリティ対策を強化するための監査に係る基本方針（平成 27 年 5 月 25 日サイバーセキュリティ戦略本部決定）
- 9) 政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群に基づく情報セキュリティ監査の実施手引書（平成 28 年 3 月 29 日サイバーセキュリティ対策推進会議申合せ）
- 10) 政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針（令和 5 年 11 月内閣官房内閣サイバーセキュリティセンター）
- 11) NIST Cybersecurity Framework (CSF) Ver. 2.0
- 12) NIST SP 800-37 Rev. 2
- 13) NIST SP 800-53 Rev. 5
- 14) NIST SP 800-53A Rev. 5
- 15) NIST SP 800-53B
- 16) その他関連する NIST SP 800 シリーズ文書
- 17) FIPS 199
- 18) FIPS 200
- 19) CNSSI No. 1253
- 20) DoDI 8510.01

2. 役務に関する要求

2.1. 役務の目的

防衛省・自衛隊（以下「官」という。）は、米国の最新のセキュリティ基準を参考に防衛省の情報保証に関する訓令等を改正し、令和５年度にRMFを導入し、全省的に情報システムのライフサイクル全般を通じたセキュリティ強化の取り組みを進めている。

また、これらの取り組みには、米国立標準技術研究所（NIST：National Institute of Standards and Technology）が発行する各種基準や、政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群（以下「政府統一基準群」という。）に基づいているため、多数のサイバーセキュリティに関連する文書を理解する必要がある。

さらに、近年では国際共同開発による設計開発環境等の共同構築や各国等の情報システム間における相互接続等、防衛省・自衛隊における情報保証業務の説明や各国等の情報保証業務の理解及び検討など、様々な情報保証関連業務を実施する必要がある。

そのため、本役務では、防衛省におけるサイバーセキュリティ及び情報保証に関する業務が遅滞なく円滑に遂行できるようにするため、事業推進のための技術的支援を行うことを目的とする。

2.2. 実施場所、役務期間

2.2.1. 実施場所

防衛省市ヶ谷地区及び契約相手方の執務場所並びに国際共同開発に関わる国内の関連施設とする。

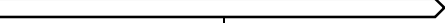
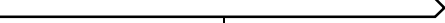
2.2.2. 役務期間

契約締結日から令和７年３月３１日（月）までとする。

2.3. 役務実施スケジュール

本役務の実施スケジュール（基準）を図－１に示す。

図－１ 実施スケジュール（基準）

	1月	2月	3月
実施計画書作成			
防衛省におけるサイバーセキュリティに関する事業推進支援			
国際共同開発に係る情報保証関連業務に関する技術支援			

2.4. 役務実施事項

2.4.1. 実施計画書等の作成

2.4.1.1. 実施計画書の作成

本契約の締結後、契約相手方は、本役務を実施するために必要な作業の洗い出しを行い、実施計画書を作成し、官側と協議の上、提出すること。

2.4.1.2. 実施体制表の作成

本契約の締結後、契約相手方は、本役務を実施するための体制整備を行い、実施体制表を作成し、官側と協議の上、提出する。また、実施体制に変更が生じる場合は、遅滞なく官側と協議の上、変更後の実施体制表を提出すること。

2.4.2. 役務実施事項

契約相手方は、次に示す各役務に関する技術支援を実施すること。

2.4.2.1. 防衛省におけるサイバーセキュリティに関する事業推進のための技術支援

- (1) 政府統一基準群と防衛省の関連規則との整合性確認における技術支援
- (2) NIST SP 800-53 に基づく、防衛省のセキュリティ関連規則の検討における技術支援
- (3) 防衛省の情報保証関連規則の英訳作成支援

2.4.2.2. 国際共同開発に係る情報保証業務に関する技術支援

- (1) 国際共同開発に係る情報保証関連ドキュメントの評価支援
- (2) 国際共同開発に係る情報保証関連ドキュメントの翻訳・要約作成支援
- (3) 国際共同開発に係る情報保証関連規則の制定等に係る技術支援
- (4) 国際共同開発に係る情報保証関連会議に対する技術支援

2.4.2.3. プロジェクト管理

契約相手方は、役務作業期間内において、進捗管理、課題管理、文書管理を含むプロジェクト管理を実施すること。管理状況については、原則として毎週官側へ報告し、官側の要望を踏まえプロジェクト管理内容を適宜更新すること。

2.4.2.4. 令和7年度技術支援役務事業者に対する業務引継

- (1) 役務実施報告書における引継事項の整理
- (2) 引継ぎに係る質疑応答

3. 提出書類

契約相手方は、表－1 に示す書類を提出し、官側の承認を得ること。

表－1 提出書類の一覧

番号	書類の名前	部数	提出期限	媒体
1	実施計画書	1	契約締結後1か月以内	電子
2	実施体制表	1	契約締結後1か月以内	
3	役務関係者名簿	1	契約締結後速やかに	
4	役務実施報告書（最終）	1	令和7年3月31日まで	

4. 作業の実施にあたっての遵守事項

4.1. 法令等の遵守

本役務の遂行に当たっては、1.3 項に記載の法令等を遵守し履行すること。

4.2. セキュリティ要件

本役務の遂行に当たっては、1.3 項に記載の各種ガイドライン等に準拠すること。

4.3. 役務等に関する要求

本役務の実施に当たり、契約相手方（下請負者、再委託先等を含む。）は、契約物品（役務対象物品又は寄託品を含み、ソフトウェアその他の電子計算機情報を含む。）又は官給品等（ソフトウェアその他の電子計算機情報を含む。）について、情報の漏えい若しくは破壊又は機能の不正な停止、暴走その他の障害等のリスク（未発見の意図せざる脆弱性を除く。）が潜在すると知り、又は知り得べきソースコード、プログラム、電子部品、機器等の埋込み又は組込みその他

官の意図せざる変更を行わず、かつ、そのために必要な相応の注意をもって管理を行うものとする。

5. 成果物の取り扱いに関する事項

本役務により作成した成果物に関する知的財産権等は、防衛省に帰属、移転又は適切に許諾するものとする。

6. 契約相手方の要件等

契約相手方は、本役務の実施に当たって次の体制を確保し、これを変更する場合には、事前に官側と協議するものとする。

6.1. 契約相手方の要件

- a) 契約の相手方は、情報セキュリティ通達の「調達における情報セキュリティ基準」の適合を過去に受けた実績を持つ者であること。
- b) 契約相手方は、NIST SP 800-37 Rev. 2 及び NIST SP 800-53 Rev. 5 の知見を有していること。
- c) 契約相手方は、令和 5 年 3 月 31 日改正以降の防衛省の情報保証に関する訓令（平成 19 年防衛省訓令第 160 号）第 26 条及び第 27 条の 2 の規定に基づく情報システムの運用承認及びリスク分析・評価の支援業務の実績を有すること。
- d) 契約相手方は、情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS（ISO/IEC 27001 又は JIS Q 27001））の認証を取得していること。
- e) 契約相手方は、過去 5 年以内に、政府機関、重要インフラ事業者等におけるプロジェクトのコンサルティング等の業務に 1 年以上従事した実績を有すること。
- f) 契約相手方は、過去 10 年以内に、政府機関又は重要インフラ事業者において、リスクアセスメント又は情報システムに関する監査を実施した実績を 1 件以上有すること。
- g) 契約相手方は、業務の過程において官側から指示された事項については、迅速かつ的確に実施するものとする。

6.2. 役務員の要件

- a) 契約の履行に必要な業務に従事する者、かつ、履行に必要な情報を取り扱うにふさわしい契約を履行する業務に従事する個人（以下「業務従事者」という。）を確保すること。
- b) 本役務を統括する責任者となる業務従事者
 - 1) 令和 5 年 3 月 31 日に改正された防衛省の情報保証に関する訓令（平成 19 年防衛省訓令第 160 号）第 26 条及び同訓令第 27 条の 2 の規定に基づく情報システムの運用承認及びリスク分析・評価の支援業務に責任者又は責任者に準ずる立場で従事した実績を有すること。
 - 2) 以下のいずれかの資格又は同等以上の能力を有すること。
 - 情報処理技術者試験（IT サービスマネージャ）
 - 情報処理技術者試験（プロジェクトマネージャ）
 - 技術士（情報工学部門）又は技術士（総合技術監理部門のうち情報工学を選択科目とした

者)

- Project Management Professional (PMP)

c) 本役務の実務を担当する業務従事者

- 1) NIST SP 800-37 Rev. 2 及び NIST SP 800-53 Rev. 5 の知見を有していること。
- 2) 過去 5 年以内に、政府機関、重要インフラ事業者等における情報セキュリティ・情報システムに関する監査、内部統制監査又は情報システムのリスク分析の業務に責任者又は責任者に準ずる立場として従事した経験を有すること。
- 3) 以下のいずれかの資格又は同等以上の能力を有すること。

- ・ CISSP

- ・ 公認内部監査人 (CIA)、公認情報システム監査人 (CISA)、公認情報セキュリティマネージャー (CISM) 又は公認情報システムリスク管理者 (CRISC)
- ・ 情報処理安全確保支援士、システム監査技術者又は公認情報セキュリティ監査人 (CAIS)
- ・ 技術士 (情報工学部門) 又は技術士 (総合技術監理部門のうち情報工学を選択科目とした者)

- ・ ISMS 主任審査員

- d) 原則として全ての業務従事者 (再委託先を含む。) は、日本国籍を有していること。
- e) 原則として全ての業務従事者は、それぞれに掲げるもののほか、履行に必要な若しくは有用な、又は背景となる経歴、知見、資格、語学 (母語及び外国語能力 (原則として英語))、文化的背景 (国籍等)、業績等を有すること。また、業務従事者が他の手持ち業務等との関係において履行に必要な業務所要に対応できる態勢にあること。

7. 役務従事者の申請

契約相手方は、本役務に従事する者について、役務関係者名簿 (氏名、国籍、所属、主たる担当役務、主たる作業場所) を契約後速やかに作成し、支出負担行為担当官に提出して承認を得るものとする。また、本役務に従事する者の追加又は変更が生じた場合には、遅滞なく支出負担行為担当官の承認を得るものとする。

8. 情報の保全

8.1. 契約を履行する一環として収集、整理、作成等を実施して得られた情報の取扱い

- a) 契約相手方は、業務関係書類の作成等を会社で行う場合、使用するパソコンについては、情報の流出について万全を期すため、ファイル交換ソフトをインストールしないものを使用するとともに、ウイルス対策ソフトをインストールした上で、ウイルス定義ファイルを常に最新のものとすること。また、業務従事者等が個人で所有しているパソコンを使用してはならない。なお、第三者を従事させる場合も同様とする。
- b) 契約相手方は、この契約の履行に際し知り得た保護すべき情報 (情報セキュリティ通達第 2 項第 1 号に規定する情報をいう。) その他の非公知の情報 (以下「保護すべき情報等」という。) の取扱いに当たっては、情報セキュリティ通達における添付資料「装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保に関する特約条項」及び別紙「装備品等及び役務の調

達における情報セキュリティ基準」に基づき（保護すべき情報に該当しない非公知の情報にあっては、これらに準じて）、適切に管理するものとする。この際、特に、保護すべき情報等の取扱いについては、次の履行体制を確保し、これを変更した場合には、遅滞なく官に通知するものとする。

- 1) 契約を履行する一環として契約相手方が収集、整理、作成等した情報が、保護すべき情報（情報セキュリティ通達第5項第4号の規定に基づく解除をしようとする場合に、同号に規定する確認を行うまでは保護すべき情報として取り扱うものとする。）として取り扱われることを保障する履行体制
 - 2) 発注者の同意を得て指定した取扱者以外の者に取り扱わせないことを保障する履行体制
 - 3) 発注者が書面により個別に許可した場合を除き、受注者に係る親会社、地域統括会社、ブランド・ライセンサー、フランチャイザー、コンサルタントその他の受注者に対して指導、監督、業務支援、助言、監査等を行う者を含む一切の受注者以外の者に対して伝達又は漏えいされないことを保障する履行体制
- c) 保護すべき情報については**表－2**のとおりとする。

表－2 保護すべき情報

番号	保護すべき情報	保護すべき情報の詳細	企業で取り扱う際の留意事項
1	防衛省のセキュリティ関連規則の検討に関する情報	－	官側との調整時，提出書類の作成時に明らか又は類推できる場合は保護の対象とする。
2	国際共同開発に係る情報保証関連ドキュメントに関する情報	－	
3	国際共同開発に係る情報保証関連ドキュメントの評価に関する情報	－	
4	国際共同開発に係る情報保証関連規則に関する情報	－	
5	国際共同開発に係る情報保証関連会議に関する情報	－	
6	その他国際共同開発に関して知り得た情報	－	
7	官側より提供された関連情報において、「対外厳秘」、「注意」、「記入後注意」、「部内限り」、「非開示」、「一部開示」、「部分開示」、「一部非開示」、「機密性2」が記載（外国語表記による相当の指定を含む。）された情報	－	
8	本役務に関連する情報システムのセキュリティポリシーに関する情報	－	

9. 貸付品

- a) 本契約の遂行に当たり必要となる官側の保有する文書等について官側と調整の上、無償で貸付

け又は閲覧することができる。貸付場所は、官側が指定する場所とし、貸付期間は、契約期間中とする。

- b) 契約相手方は、官側の保有する資料の貸与を受ける場合はその取扱いに留意し、法令、関連規則等に従い、官側が指定する条件を遵守すること。

10. 官側の支援

契約相手方は、役務の実施に当たり官側の支援を必要とする場合には、官側と調整の上、次の事項について無償で支援を受けることができる。

- a) 立入りに関する事項
- b) 事務室、水及び電気の使用
- c) その他、官側が必要と認めた事項

11. 検査

本仕様書に基づき、整備計画局サイバー整備課の支出負担行為担当官補助者が実施する。

12. その他

- a) 契約相手方は、本役務契約の履行に当たり、第三者に従事させる必要がある場合には、「**情報システムに関する調達に係るサプライチェーン・リスク対応のための措置について（通達）**」に定める特約条項を適用する。
- b) 各機関の長（庁舎管理者を含む。）が定めた立入禁止場所に立ち入る場合は、各機関の立入手続に従い所要の手続を実施するものとする。
- c) 本役務において使用する物品等は、「**環境物品等の調達の推進に関する基本方針（令和5年12月22日変更閣議決定）**」の基準を満たすものであること。ただし、基本方針の改定があった場合には、これに従うものとする。
- d) 本仕様書に疑義が生じた場合は、速やかに支出負担行為担当官等と協議し、その指示に従うものとする。

以 上

情報セキュリティ指定書	発 簡 番 号	第 号																															
	調 達 要 求 番 号																																
	調 達 要 求 年 月 日																																
	作 成 部 課	整備計画局サイバー整備課																															
	作 成 年 月 日	令和6年12月3日																															
品 名	防衛省におけるサイバーセキュリティ及び情報保証業務に関する事業推進のための技術支援																																
仕様書番号																																	
1 保護すべき情報の管理 契約相手方は、この契約の履行に当たり知り得た保護すべき情報の取扱いに当たっては、装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保について（防装庁（事）第137号。令和4年3月31日）別添の装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保に関する特約条項の規定に基づき、適切に管理するものとする。 2 保護すべき情報 <table border="1"> <thead> <tr> <th>保護すべき情報</th> <th>保護すべき情報の詳細</th> <th>企業で取り扱う際の留意事項</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>防衛省のセキュリティ関連規則の検討に関する情報</td> <td>—</td> <td rowspan="7">官側との調整時、提出書類の作成時に明らか又は類推できる場合は保護の対象とする。</td> <td></td> </tr> <tr> <td>国際共同開発に係る情報保証関連ドキュメントに関する情報</td> <td>—</td> <td></td> </tr> <tr> <td>国際共同開発に係る情報保証関連ドキュメントの評価に関する情報</td> <td>—</td> <td></td> </tr> <tr> <td>国際共同開発に係る情報保証関連規則に関する情報</td> <td>—</td> <td></td> </tr> <tr> <td>国際共同開発に係る情報保証関連会議に関する情報</td> <td>—</td> <td></td> </tr> <tr> <td>その他国際共同開発に関して知り得た情報</td> <td>—</td> <td></td> </tr> <tr> <td>官側より提供された情報において、「対外厳秘」、「注意」、「記入後注意」、「部内限り」、「非開示」、「一部開示」、「部分開示」、「一部非開示」、「機密性2」が記載（外国語表記による相当の指定を含む。）された情報</td> <td>—</td> <td></td> </tr> <tr> <td>本役務に関連する情報システムのセキュリティポリシーに関する情報</td> <td>—</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> 3 特記事項				保護すべき情報	保護すべき情報の詳細	企業で取り扱う際の留意事項	備 考	防衛省のセキュリティ関連規則の検討に関する情報	—	官側との調整時、提出書類の作成時に明らか又は類推できる場合は保護の対象とする。		国際共同開発に係る情報保証関連ドキュメントに関する情報	—		国際共同開発に係る情報保証関連ドキュメントの評価に関する情報	—		国際共同開発に係る情報保証関連規則に関する情報	—		国際共同開発に係る情報保証関連会議に関する情報	—		その他国際共同開発に関して知り得た情報	—		官側より提供された情報において、「対外厳秘」、「注意」、「記入後注意」、「部内限り」、「非開示」、「一部開示」、「部分開示」、「一部非開示」、「機密性2」が記載（外国語表記による相当の指定を含む。）された情報	—		本役務に関連する情報システムのセキュリティポリシーに関する情報	—		
保護すべき情報	保護すべき情報の詳細	企業で取り扱う際の留意事項	備 考																														
防衛省のセキュリティ関連規則の検討に関する情報	—	官側との調整時、提出書類の作成時に明らか又は類推できる場合は保護の対象とする。																															
国際共同開発に係る情報保証関連ドキュメントに関する情報	—																																
国際共同開発に係る情報保証関連ドキュメントの評価に関する情報	—																																
国際共同開発に係る情報保証関連規則に関する情報	—																																
国際共同開発に係る情報保証関連会議に関する情報	—																																
その他国際共同開発に関して知り得た情報	—																																
官側より提供された情報において、「対外厳秘」、「注意」、「記入後注意」、「部内限り」、「非開示」、「一部開示」、「部分開示」、「一部非開示」、「機密性2」が記載（外国語表記による相当の指定を含む。）された情報	—																																
本役務に関連する情報システムのセキュリティポリシーに関する情報	—																																

適合条件

1 応札者の条件

応札者は、次の条件を満たしていること。

- (1) 契約の相手方は、装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保について(通達)の「調達における情報セキュリティ基準」の適合を過去に受けた実績を持つ者であること。
- (2) 応札者は、NIST SP 800-37 Rev.2 及び NIST SP 800-53 Rev.5 の知見を有していること。
- (3) 応札者は、令和5年3月31日改正以降の防衛省の情報保証に関する訓令(平成19年防衛省訓令第160号)第26条及び第27条の2の規定に基づく情報システムの運用承認及びリスク分析・評価の支援業務の実績を有すること。
- (4) 応札者は、情報セキュリティマネジメントシステム (ISMS (ISO/IEC 27001 又は JIS Q 27001)) の認証を取得していること。
- (5) 応札者は、過去5年以内に、政府機関、重要インフラ事業者等におけるプロジェクトのコンサルティング等の業務に1年以上従事した実績を有すること。
- (6) 応札者は、過去10年以内に、政府機関又は重要インフラ事業者において、リスクアセスメント又は情報システムに関する監査を実施した実績を1件以上有すること。

2 業務従事者（役務員）の条件

本役務に従事する業務従事者は、次の条件をそれぞれ満たしていること

- (1) 役務を統括する責任者となる業務従事者は次の要件を満たすこと

ア 令和5年3月31日に改正された防衛省の情報保証に関する訓令(平成19年防衛省訓令第160号)第26条及び同訓令第27条の2の規定に基づく情報システムの運用承認及びリスク分析・評価の支援業務に責任者又は責任者に準ずる立場で従事した実績を有すること。

イ 以下のいずれかの資格又は同等以上の能力を有すること。

- ・ (ア) 情報処理技術者試験 (IT サービスマネージャ)
- ・ (イ) 情報処理技術者試験 (プロジェクトマネージャ)
- ・ (ウ) 技術士(情報工学部門)又は技術士(総合技術監理部門のうち情報工学を選択科目とした者)
- ・ (エ) Project Management Professional (PMP)

- (2) 役務の実務を担当する業務従事者(再委託先を含む。)は次の要件を満たすこと

ア NIST SP 800-37 Rev.2 及び NIST SP 800-53 Rev.5 の知見を有していること。

イ 過去5年以内に、政府機関、重要インフラ事業者等における情報セキュリティ・情報システムに関する監査、内部統制監査又は情報システムのリスク分析の業務に責任者又は責任者に準ずる立場として従事した経験を有すること。

ウ 以下のいずれかのうち1つ以上の資格又は同等以上の能力を有すること。

(ア) CISSP

- (イ) 公認内部監査人(CIA)、公認情報システム監査人(CISA)、公認情報セキュリティマネージャー(CISM)又は公認情報システムリスク管理者(CRISC)
- (ウ) 情報処理安全確保支援士、システム監査技術者又は公認情報セキュリティ監査人(CAIS)
- (エ) 技術士(情報工学部門)又は技術士(総合技術監理部門のうち情報工学を選択科目とした者)
- (オ) ISMS 主任審査員

3 提出書類

1 及び 2 の条件を満たすことが客観的に示されているもの(形式は任意とし、提出書類には、会社名等を表示したうえで綴るものとする。)

なお、提出書類に関する問い合わせは、12月18日(水)の17時15分までとする。また、提出した証明書等について、官側が説明を求めたときはこれに応じなければならない。

提出された証明書等を審査の結果、当該案件を履行できると認められた者に限り入札の対象とする。

4 提出部数

1 部

5 提出期限

12月20日(金) 12:00